

一 般 質 問

第 5 5 5 回北谷町議会定例会

質問者：玉那覇淑子

月 日	質問事項	質問要旨	質問の相手
9 24	1 憲法 9 条が目指す平和の道、9 条の碑建立について	日本国憲法 9 条は、第 2 次世界大戦の悲惨な経験から「戦争放棄」「戦力不保持」「交戦権の否認」を明記している。国際紛争を武力ではなく外交と対話によって解決しようとする、世界に誇るべき平和主義の理念を掲げた憲法である。紛争の武力による解決はあり得ないと歴史が示しているとおりはあるが、世界では相変わらず戦争や紛争が続いている。戦後 8 0 年、平和憲法の下、平和であったはずの日本も、今時、南西諸島の核ミサイル配備等の軍備増強を知るにつけ、「沖縄を再び戦場にするのか」と、地獄の大戦を経験した先輩方は危機感を募らせ、重たい心情を語っている。唯一の地上戦を体験した沖縄だからこそ、平和の理念を継承していくことが今の時代において重要だと考え、改めて本町が目指す平和の誓いを込めて「憲法 9 条の碑」建立を切に願って提案する。所見を伺う。	町長
	2 有機フッ素化合物 P F A S 汚染から市民の命を守る取組について	(1) 平成 2 8 年に北谷浄水場の水道水が P F A S に汚染されていると公表されてから今年で 9 年目になる。その間、P F A S 汚染から市民の命を守る連絡会は幾度となく本町をはじめ県や国に基地内立ち入り調査、市民の血中濃度調査の要請を重ねてきた。本町独自の取組の進展はあるか。また、県・国の動向を伺う。 (2) 米軍嘉手納基地の本国である米連邦政府は P F A S について法的拘束力のある全米基準を、P F A S ・ P F O A は 4 ng/L、P F H x S は 1 0 ng/L とこれまでの基準値より大幅に厳しく設定している（令和 6 年 4 月 2 4 日現在）。 ①日本の基準値の見直しがあるか伺う。 ②また、米国内での調査は進んでいるが、米軍人が住んでいる沖縄の基地内の調査は本国が行っているか否か伺う。 (3) 北部ダムから北谷浄水場への導水管の改築工事が平成 2 9 年度から開始され令和 6 年頃には工事が完了の予定だった。 ①現況を伺う。 ②また、現在、各家庭に供給されている水道水の水源を伺う。 (4) 北谷浄水場の平成 3 1 年～令和 7 年の P F	町長

一 般 質 問

第 5 5 5 回北谷町議会定例会

質問者：玉那覇淑子

月 日	質問事項	質問要旨	質問の相手
9 24	3 学校給食について	A S 濃度の比較と取水源（ダム水・河川・井戸群等）の割合の比較を伺う。 （１）学校給食は児童生徒の発育状況を考慮し、成長期子どもたちに必要な栄養素をバランス良く摂取できるよう献立が作成されていると思うが、最近、学校現場から小学校の特に高学年と中学校全学年において給食の量が足りていないと切実な訴えがある。現状を把握しているか、改善に向けて検討されているか伺う。 （２）牛乳提供の賛否について、牛乳は日本の食生活で不足しがちなカルシウムを補給する上で、優れた供給源として学校給食での提供が制度化されている。しかし、実際は学校給食の中で生徒に不人気で、高額にもかかわらず手を付けないままの牛乳が毎日のように大量に捨てられていると現状を聞き、驚いている。理由の調査や給食の残量調査は行われているか。調査の結果があれば示し、対策を講じる必要があると考えるが、所見を伺う。	教育長
	4 地域運動部活動推進事業について	（１）生徒にとって望ましい持続可能な運動部活動と学校の働き方改革の両立の実現に向け、国において令和５年度から運動部活動の地域移行に向けた実証事業がスタートしている。本町においても同様な移行の検討がされてきたか伺う。 （２）本町の部活動数、顧問や外部コーチの状況、手当等予算を伺う。 （３）部活動を地域移行した場合の財源はどうなるか伺う。	教育長
	5 待機児童家庭に対する支援について	現在、幼児教育・保育の無償化が進み、３歳から５歳児は全ての世帯が対象になっており、子育て世代の経済的負担が軽減され喜ばしく思う。しかし、一方では待機を余儀なくされている家庭内保育者も多数いる。通園児家庭と同様の、保育料相当もしくは一部支援もあるべきではないかと考えるが、所見を伺う。	町長